

外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024)542-4291

FAX (024)542-9930

1 募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名 とする。

2 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜により本校に出願することができる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件
 - ① 外国人生徒の場合
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和5年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。
 - ② 海外帰国生徒の場合
海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和5年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

3 受付期間

- (1) 令和5年2月3日(金)から2月8日(水)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

4 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 令和5年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

- ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

また、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名及び志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒・・・・・・・・市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒・・・・・・・・海外生活を証明する書類（在学期間明示のもの）

- ⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）

- ⑦ その他本校校長が必要とする書類

(2) 上記(1)以外の者

- ① 令和5年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

- ② 健康診断書（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがある。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入したもの）

- ⑥ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒・・・・・・・・市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒・・・・・・・・海外生活を証明する書類（在学期間明示のもの）

- ⑦ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）

- ⑧ その他本校校長が必要とする書類

5 選抜方法

本校校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を実施する。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
- (2) 作文 日本語による作文を実施する。
あるテーマについて、600字以内で自分の思いや感想等を述べる。
段階評価とする。
- (3) 面接 日本語による個人面接を実施する。段階評価とする。
- (4) 基礎学力検査 日本語による基礎学力検査(国語、数学、英語)を実施する。
点数化し、150点満点とする。

6 作文・面接・基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日 時 令和5年3月3日(金) 午前9時～
- (2) 受付時間 午前8時10分～午前8時30分
- (3) 日 程

8:10 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20～

受付 (20分)	点呼 諸注意 (30分)	国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	作文 (50分)	休 (20分)	面接
-------------	--------------------	-------------	------------	-------------	------------	----------------------	-------------	-------------	------------	----

- (4) 会場 福島県立福島北高等学校
- (5) 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規、腕時計
※下敷、三角定規、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

7 合格者発表

- (1) 合格者は、令和5年3月15日(水)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 「合格通知書」及び入学に必要な書類は、合格者発表時に合格者に対して「受験票」と引き換えに交付する。ただし、交付時間は、合格発表当日の午後2時までとする。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、外国人生徒等に係る特別枠選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。

なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」（この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。）を指すものとする。

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

- (1) 日 時 令和 5 年 3 月 9 日（木） 午前 9 時～
 (2) 受付時間 午前 8 時 10 分～午前 8 時 30 分
 (3) 日 程

8:10 8:30 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55～

受付	点 呼	国 語	休	数 学	休	外国語	昼 食	作 文	休	面 接
(20分)	(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	

- (4) 会 場 福島県立福島北高等学校
 (5) 持 ち 物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、腕時計
 ※下敷、三角定規、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
 ※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(6) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、外国人生徒等に係る特別枠選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第 1 日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(7) その他

- ① 令和 5 年 3 月 3 日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を 1 教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。
 ② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となったものについては、本要項「9 その他(1)」の定めに準ずる。ただし、令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 4 時までに提出することとする。

9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、外国人生徒等に係る特別枠選抜の一部が未完了となった者については、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」に出願することができる。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引率者・保護者控室は設置しない。
- (4) 以上のほかは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- (5) 「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。